

# 中国内加工委託

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄  
執筆日：2022年9月24日（NNA連載第974回）

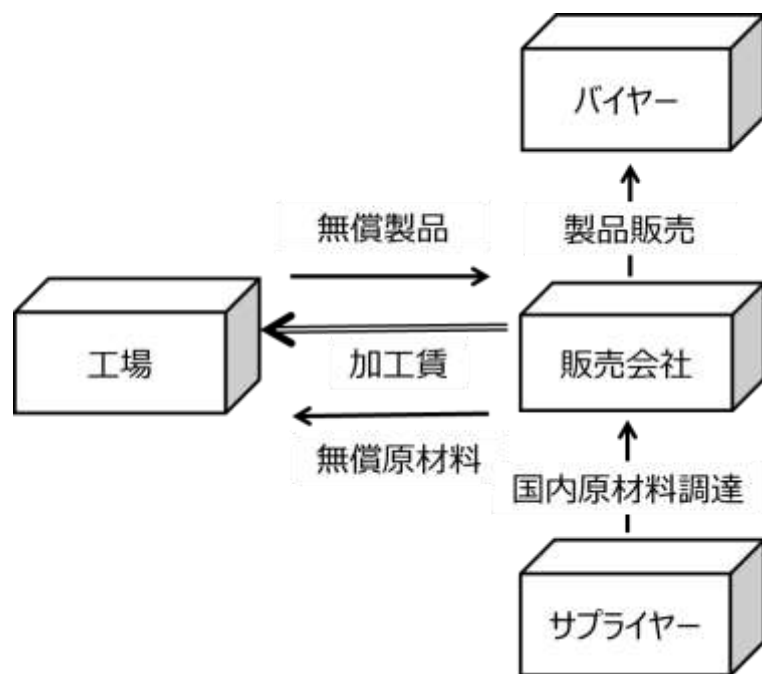
No.95

# 1. 中国内加工委託とは

中国内の販売会社が、中国内で原材料を購入し、製造会社に加工を委託。

完成した製品を外部に販売する活動。

⇒ 保税取引ではなく、完全に内貨貨物の加工委託と販売。



- ① 販売会社は、原材料を中国内で購入して上で、製造会社に無償支給。出来上がった製品を無償で引き取る。
- ② 販売会社は、製造企業に対して、加工賃を支払う。加工賃に対しては増値税が課税される（加工補修役務に対しては、財貨の増値税が課税され、税率は13%となる）。
- ③ 販売会社が、設備・金型などを購入し、無償支給する場合もある。

## 2. 取引の注意点

この取引は、販売会社から見れば、卸売流通行為の延長線にある取引。  
営業範囲の面では合法的であり、実例も多い。保税取引ではないので、税関は関与しない。  
注意点は、主に、税務的なものとなる。

### ① 原材料無償支給・製品無償引き取り

増値税暫定条例には、「納税者による物品または課税労務の販売価格が明らかに低く正当な理由がない場合、  
主管税務機関がその売上高を確定する」と規定。また、同法実施細則には、以下の通り規定。

● 納税人に条例第七条の価格が明らかに低かつ正当な理由がない、または本細則第四条の  
貨物販売行為とみなすが販売額がない場合、下記の順序に従い販売額を確定する。

- (一) 納税人の直近の同類貨物の平均販売価格で確定する
- (二) その他の納税人の直近の同類貨物の平均販売価格で確定する
- (三) 構成課税価格をもって確定する

構成課税価格 = 原価 × (1 + 原価利益率)

公式中の原価とは、自社生産貨物の販売は実際の生産原価とし、仕入貨物の販売は実際の仕入原価とする。  
公式中の原価利益率は、国家税務総局により確定される。

⇒ 無償譲渡、低廉譲渡などが行われた場合は、  
税務機関は適正時価で課税する権限を有することを意味する。

但し、販売会社の加工委託行為は、一般的な商取引として認知されているため、無償での原材料支給と製品引き取りは可能であり、増値税の課税対象とはならない。但し、過去に、税務機関より有償取引とするよう指導を受けた事例があり（例外的な指導）。

## ② 設備・金型の無償貸与

販売会社が設備・金型などを購入して無償貸与する場合あり。リース料を受領せず、設備貸与する行為は、リースとは見なされないため、リースの営業許可がない販売会社でも営業範囲上の問題はない。

ただ、税務的には、販売会社の資産として計上された固定資産が、販売会社の所在地に存在しないため、その減価償却費用の損金性に対する問題提起を受ける場合がある。これについては、税務機関に「製造会社との包括契約を提示」し、「当該設備・金型の使用により生じる所得の全てが、販売会社に帰属していることを証明」することで、損金としての合理性を主張する。